## Russia-Japan Friendship Regatta

共同主催:日本メルジェス協会・Melges Japan

開催場所:江の島ヨットハーバー(神奈川県藤沢市)

レース公示 Notice of Race

#### 1. 適用規則

- 1.1. セーリング競技規則2013-2016 (RRS) に定義された規則を適用する。
- 1.2. International Audi MELGES 20クラス規則を適用する。
  - a) 規則B. 4.1は適用しない。
  - b)規則C.2.2. (B) は適用しない。但し、乗員は予め乗員登録書にて提出された乗員とする。
- 1.3. ISAF広告規定20を適用する。
  - a) 参加艇は主催者より指定された広告表示を要求された場合は、要求に従わなければならない。

#### 2. 参加資格

- 2.1. Audi MELGES 20クラス規則に適合した艇であること。
- 2.2. 有効なヨット保険(賠償責任・搭乗者傷害)に加入している艇であること。
- 2.3. 日本国籍の乗員は全て日本メルジェス協会の会員であること。
- 2.4. 日本国籍の乗員は全てJSAF会員であること。
- 2.5. 乗員はレース中ライフジャケットを着用しなければならない。

#### 3. 申込方法

- 3.1.3月25日(金)までに日本メルジェス協会ウェブサイトよりオンラインエントリーを行うこと。
- 3.2.3月25日(金)までに、以下の書類をメールで大会事務局宛へ提出すること。
  - a)乗員登録書
  - b) ヨット保険証券のコピー
- 3.3.参加艇は3月25日(金)までに参加料¥40,000を納入すること。
- 3.4. 参加料に含まれるもの
  - a) レガッタ参加料
  - b)乗員のウェルカムパーティー参加料

# 【参加料振込先】

三井住友銀行 逗子支店 普通 6758090 株式会社J.F.P

- 4. 日程
- 4.1. 日程概要

4月2日(土) 09:00 艇長会議

10:25 最初の予告信号

18:30 ウェルカムパーティー

4月3日(日) 08:30 ブリーフィング

09:55 当日最初の予告信号

14:30 以降に予告信号は発せられない。

17:00 表彰式

- 4.2. 一日あたりのレース数は最大4レースとしレース数はレース委員会の裁量に委ねられ、シリーズの最大レース数は8レースとする。
- 4.3. 主催者またはレース委員会は、天候やその他の要因で日程を変更する場合がある。

#### 5. 計測

- 5.1. 艇または装備は、帆走指示書に従っていつでもインスペクションされることがある。
- 6. 帆走指示書
- 6.1. 帆走指示書は3月31日 (木) までに日本メルジェス協会ウェブサイト <a href="http://jpmelges.com/">http://jpmelges.com/</a> に 掲載される。
- 7. 開催地
- 7.1. 鎌倉沖海域。 (別図-1参照)
- 8. コース
- 8.1. ウインドワード・リーワードコース、4レグとする。
- 9. ペナルティー方式
- 9.1. ゾーン内でのインシデントを除き、他のインシデントは「2回転ペナルティー」から「1回転ペナルティー」に置き換える。RRS 44.1の変更。
- 10. 得点
- 10.1.3レースの完了でシリーズの成立とする。
- 10.2. 完了したレースが6レース未満の場合、シリーズ得点は全レースの合計得点とする。RRS 付則A2 の変更。
- 11. 上架の制限と泊地
- 11.1.上架および泊地については制限を行わない。
- 12. 無線通信
- 12.1. 緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。
- 12.2. レース委員会は、レース情報をVHFで放送することがある。放送内容の詳細は帆走指示書に記載する。
- 13. 賞
- 13.1.シリーズ1位~3位。
- 14. 責任の否認
- 14.1. 参加者は自分自身の責任でこのレース参加し、レースに参加するか否かレースを続けるかの決定はその艇のみにある(RRS 4「レースをすることの決定」参照)。
  - 参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に全責任を持っている。
  - 大会の前後および期間中に生じた、損失、損害、負傷、死亡事故に対して主催者および協賛会社 や協力団体などの関係者はいかなる責任も負わない。

## 15. メディア著作権

- 15.1. 大会期間中のレースおよび公式行事(パーティー、表彰式などを含む)および大会に起因するテ キスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を公開する権利は、主催者と JSAF に帰属する。 この権利行使は、世界中のあらゆるメディア(テレビ、印刷物、デジタルメディアなど)への公開 を対象とするが、その目的は広報、報告、広告を目的としてのみ使用する。
- 15.2. 主催者は、テキスト、音声、映像、肖像などの情報を独自の裁量で大会協賛者に提供する場合が ある。テキスト、音声、映像、肖像などの情報の二次使用範囲は各協賛者との契約により制限す る場合がある。
- 15.3.参加者は、本大会のテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を、直接間接問わず公的メ ディア(テレビ、印刷物、デジタルメディアなど)に主催者の事前許可無く配布、提供してはなら ない。なお、個人メディア(ブログ、ツイッター、フェイスブックなど)への記録掲載は、事前の 主催者許可は不要である。
- 15.4. 音声、映像を記録するために、参加艇に記録装置の搭載を要求する場合がある。

## 16. レース公示の変更

16.1. 主催者はレース公示を変更することがある。レース公示の変更は日本メルジェス協会ウェブサイ トに掲載される。(http://jpmelges.com/)

#### 17. 間い合わせ先

## 【大会事務局】

〒249-0001 神奈川県逗子市久木4-17-43

株式会社J.F.P内 Russia-Japan Friendship Regatta事務局

メール: info@melgesjapan.com

Tel/fax.046-884-8633 tel.090-1098-6919 (担当:山田 寛)

以上

# (図1)

